

環 境 報 告 書

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

平成 21 年 1 月

環 境 省

目 次

はじめに	1
環境省の組織及び職員数	2
本報告書の報告対象等	4
(1) 対象組織	4
(2) 対象期間	4
(3) 対象分野	4
(4) その他	4
環境配慮等に係る計画、取組体制等	5
(1) オフィス活動分野	5
(2) 政策分野	6
環境配慮の取組の状況等（オフィス活動分野）	7
1. インプット	7
(1) 電気使用量	7
【コラム①】 環境省が実施している温暖化対策（電気使用量削減関係）	11
(2) 公用車使用燃料	12
(3) 用紙使用量	15
(4) 上水使用量	18
(5) グリーン購入・調達状況	22
総論	22
紙類	23
自動車等（自動車）	25
家電製品（電気冷蔵庫等）	28
2. 循環利用・アウトプット	30
(1) 温室効果ガス排出量	30
【コラム②】 環境省が実施している温暖化対策（温室効果ガス排出量削減関係）	34
(2) 廃棄物排出量	35
(3) 中水循環量、総排水量	39
(4) 大気環境への負荷の低減	40
3. 社会的取組	42
環境省職員の環境保全活動への参加	42
環境施策の状況（政策分野）	43
平成 19 年度事後評価（政策評価）の概要	43
【コラム③】 専門家が推奨する温暖化対策	45

はじめに

本報告書は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）に基づき、環境省が公表する「環境配慮等の状況」についての報告書です。

「環境配慮等の状況」とは、環境配慮促進法に「環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況」と定義されていますが、環境省には、これらの活動に関する具体的な方針に相当するものとして、第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）に基づき定めている環境省環境配慮の方針（平成 14 年 11 月 25 日環境大臣決定。以下「環境配慮方針」という。）

（http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/hairyo/hairyo.html）があります。環境配慮方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、事業者としての環境配慮の方針（平成 13 年 11 月 1 日環境大臣決定、平成 20 年 6 月 18 日全部改正環境大臣決定。以下「事業者方針」という。）

（<http://www.env.go.jp/info/manage/hosin.html>）を定め、環境省環境マネジメントシステム（平成 14 年 7 月 ISO14001 認証取得）において目標を設定し、その取組を推進しています。また、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系をもとに評価を行っています（平成 19 年度環境省政策評価実施計画については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h19/keikaku.html>、環境省施策体系については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h19/taikei.pdf>）。なお、政府全体の環境施策の内容、実施状況等については、環境白書・循環型社会白書において毎年公表していますので、そちらをご参照ください（平成 20 年版環境白書・循環型社会白書については <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h20/index.html>）。

環境配慮方針については、同方針の「IV 配慮の方針推進システム（環境管理システム）」に基づき、同方針の実施状況について、平成 15 年（平成 14 年度分）以降、毎年、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施してきました。平成 19 年（平成 18 年度分）までの 5 年間については、この自己点検の結果を、環境配慮等の状況として公表してきました（環境配慮方針に基づく自主点検結果の概要（平成 18 年度）については http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/hairyo/gaiyou_h18.html）。

本年からは、環境配慮等の状況を、環境配慮促進法に基づき特定事業者に作成及び公表が義務づけられている環境報告書と同様の充実した内容とし、また、オフィス活動分野については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）等に基づき環境省が実施しているグリーン購入の状況、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき策定されている政府実行計画（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定。以下単に「政府実行計画」という。）等に基づき環境省が実施している温室効果ガスの排出量の削減等の状況等も盛り込むこととして、全面的に見直し、環境報告書として公表することとしました。このような形で公表するのは、今回が初めてとなります。

本報告書の公表が、今後、環境省のみならず、特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進にも繋がることを期待します。

環境省の組織及び職員数

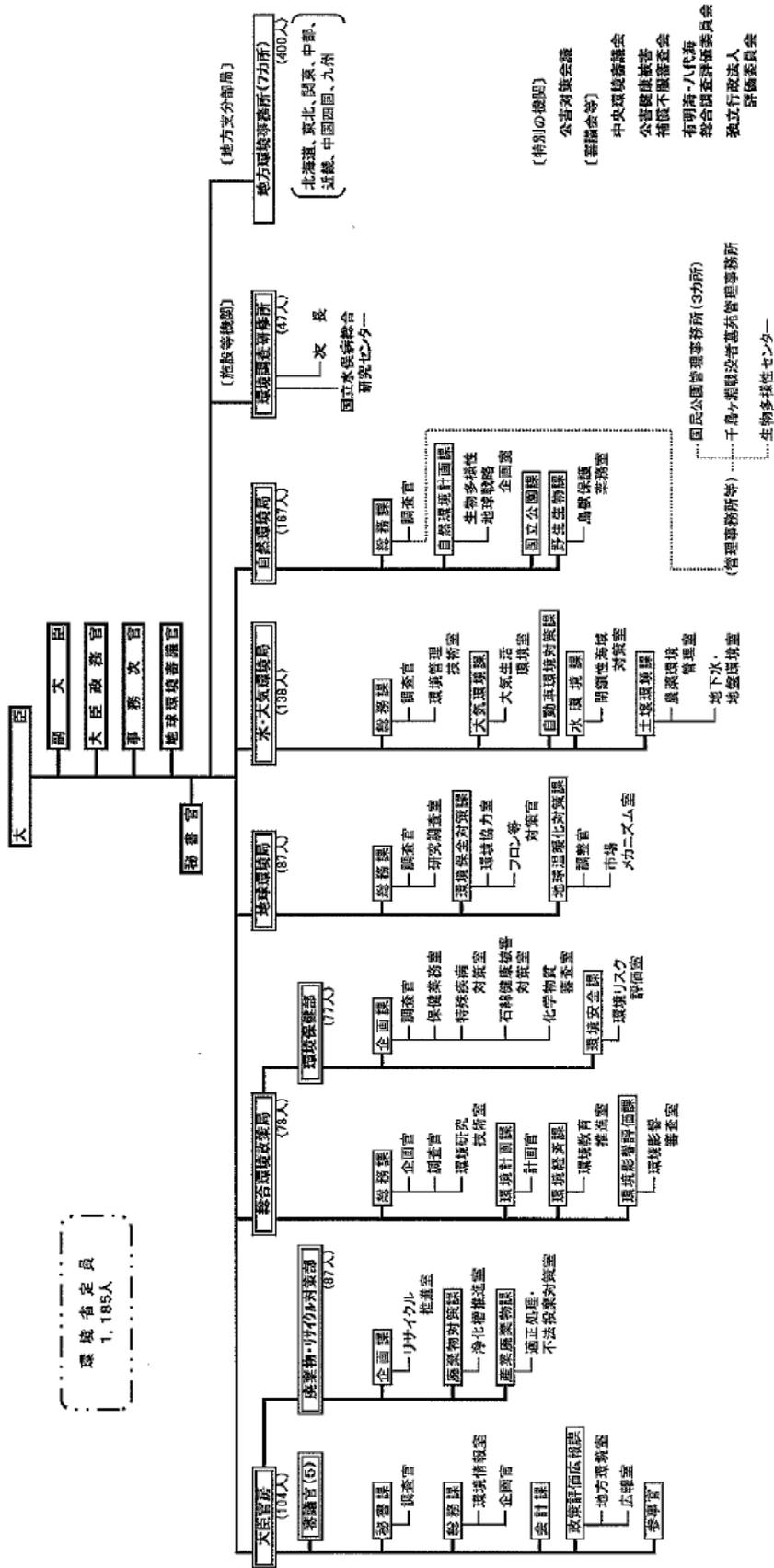
環境省は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）に規定する「省」であり、環境省設置法（平成 11 年法律第 101 号）に基づき設置されています。その任務は、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を図ること」です。

環境省の組織については、環境省設置法、環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号）等に定められており、具体的には、以下のような組織で構成されています。

- ・ 内部部局 … 大臣官房、総合環境政策局、地球環境局、水・大気環境局及び自然環境局（大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部、総合環境政策局に環境保健部を設置）
- ・ 審議会等 … 中央環境審議会、公害健康被害補償不服審査会、有明海・八代海総合調査評価委員会、独立行政法人評価委員会、臨時水俣病認定審査会
- ・ 施設等機関 … 環境調査研修所
（環境調査研修所に国立水俣病総合研究センターを設置）
- ・ 特別の機関 … 公害対策会議（環境大臣を会長とし、関係行政機関の長から構成され、公害防止計画の策定の指示及び同意に係る審議等を行う会議）
- ・ 地方支分部局 … 地方環境事務所
（7 箇所：北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
- ・ 地方環境事務所の事務を分掌する機関として自然環境事務所、自然保護官事務所等が設置されています。
- ・ 環境省本省の内部部局には、本省庁舎組織（第 5 号合同庁舎（千代田区霞が関 1-2-2）にある環境省の組織をいう。以下同じ。）のほかに、国民公園管理事務所（国民公園は、皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の 3 箇所）、千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所及び生物多様性センターがあります。

各組織の職員数と併せて整理すると、次頁のとおりとなります。

環境省機構図 (平成19年度末)



本報告書の報告対象等

(1) 対象組織

本報告書では、環境省全体を対象とすることを原則としますが、各種目標の設定状況等も踏まえ、本省庁舎組織のみを対象とする部分もあります。

(2) 対象期間

本報告書は、平成 19 年度末までの実績を対象としていますが、さらに詳しい取組等については、平成 20 年 12 月までのものについても記載しています。

(3) 対象分野

本報告書に記載する環境配慮等の状況は、環境的側面を中心としていますが、一部、社会的側面についても記載しています。

(4) その他

本報告書は、環境配慮促進法第 6 条に基づき公表する環境配慮等の状況です。

また、本報告書は、

- ・ 環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして（2007 年度版）（平成 19 年 6 月 環境省）（<http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/>）
- ・ 環境報告書の記載事項等の手引き（第 2 版）（平成 19 年 11 月 環境省）（http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/tebiki_2nd-ed.pdf）

に準拠して作成しています。

「はじめに」で記したとおり、環境配慮方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、グリーン購入法や政府実行計画の適切な実施に努めるため、本省庁舎組織の活動を対象に事業者方針を定め、環境省環境マネジメントシステムにおいて目標を設定し、その取組を推進し、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系をもとに評価を行っています。

(1) オフィス活動分野

環境省の環境マネジメントシステムは、平成 14 年 7 月、ISO14001 の認証を取得しています。同システムとして、環境省では、事業者方針を定めるとともに、環境省環境マネジメントシステム設置要綱及び同運営要綱を定めています。

環境マネジメントシステム運営要綱では、内部監査について規定しており、環境マネジメントシステムが ISO14001 の要求事項に適合しているか否か、同システムが適切に実施され、維持されているか否かについての内部監査を年に 1 回に実施することとしています。具体的には、内部監査実施要領を策定し、毎年度、年間実施計画を定め、各年度の内部監査を行っています。

また、毎年、環境マネジメントシステムの「目的、目標及び実施計画」を定めており、目的及び目標の達成状況について、「環境マネジメントプログラムの達成状況」として公表しています。

グリーン購入については、グリーン購入法に基づき定められているグリーン購入法基本方針において、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断基準等が定められており、環境省では、毎年度、グリーン購入法基本方針に即して環境省調達方針を作成し、同方針に従って、環境物品等の調達を行っています。また、環境省では、毎年度、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表しています。

温室効果ガスの排出量の削減等については、環境省は、政府実行計画に基づき、環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成 19 年 10 月 12 日環境省。以下「環境省実施計画」という。）を策定しており、同計画に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に資する様々な取組を実施しています。また、政府実行計画に基づき地球温暖化対策推進本部幹事会が毎年行っている同計画の推進・点検に際し、環境省における温室効果ガスの総排出量、取組項目ごとの進捗状況等も公表されています。

(2) 政策分野

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき、政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針を定めています。環境省では、環境省の所掌に係る政策について、当該基本方針に基づく環境省政策評価基本計画（平成 14 年 4 月 1 日決定、平成 18 年 4 月 1 日改定、平成 20 年 4 月 1 日改定）を定めており、また、毎年、事後評価について定める環境省政策評価実施計画を策定しています。同計画では、環境省が行う政策、具体的には、同計画の別添として定められる環境省施策体系に掲げる施策を対象として、事後評価を行うこととしています（平成 19 年度環境省政策評価実施計画については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h19/keikaku.html>、環境省施策体系については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h19/taikei.pdf>）。なお、評価結果の取りまとめに当たっては、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得るほか、広く国民の意見を聴くこととしています。

以下では、これらの枠組みを踏まえつつ、環境配慮の取組の状況等及び環境施策の状況について記します。

1. インプット

(1) 電気使用量

【目標】

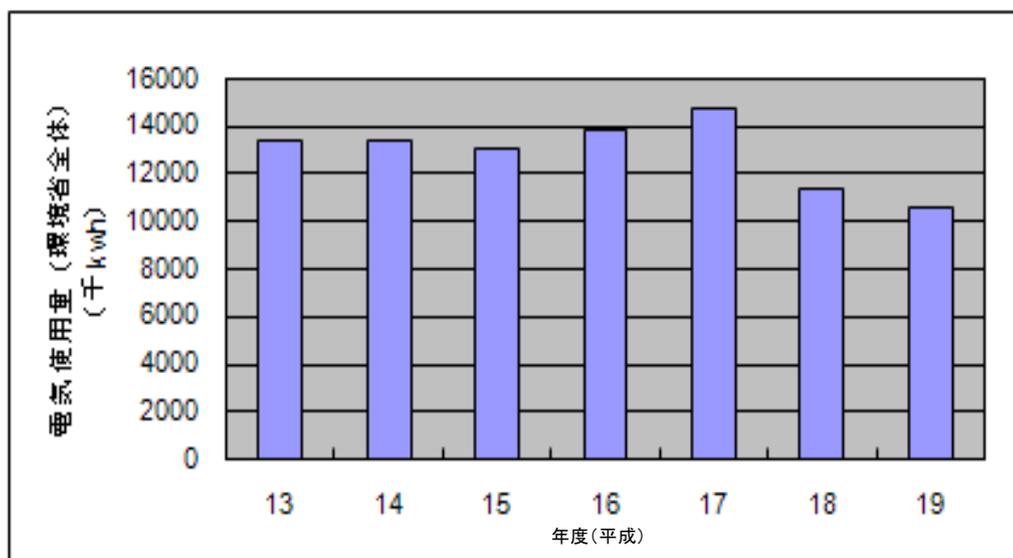
- 電気使用量については、政府実行計画において、「事務所の単位面積当たり電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、環境省の電気使用量のさらなる削減を図ることとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成19年度及び平成20年度目的、目標及び実施計画」において、「事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で70%以下とする」ことを掲げ、その具体的目標として、「電気使用量を平成13年度比で70%以下とする」ことを掲げています。

【実績】

- 過去の電気使用量及び事務所の単位面積当たり電気使用量は、以下のとおりとなっています。

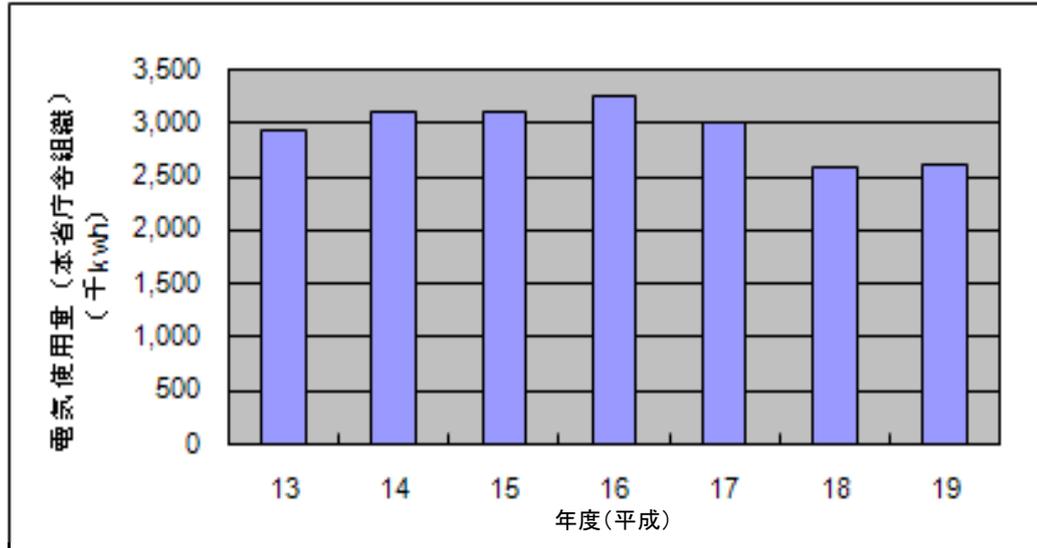
< 電気使用量 > (環境省全体) (kWh)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
電気使用量	13,418,076	13,454,064	13,060,294	13,871,999	14,761,923	11,392,100	10,628,945



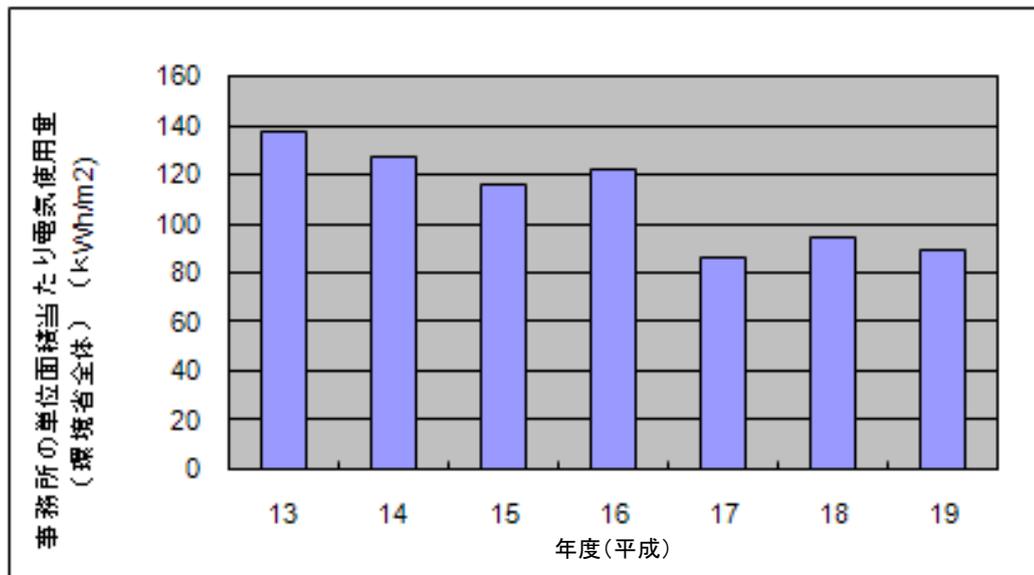
< 電気使用量 > (本省庁舎組織) (kWh)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
電気使用量	2,929,435	3,109,348	3,111,797	3,242,531	3,017,663	2,584,860	2,610,692



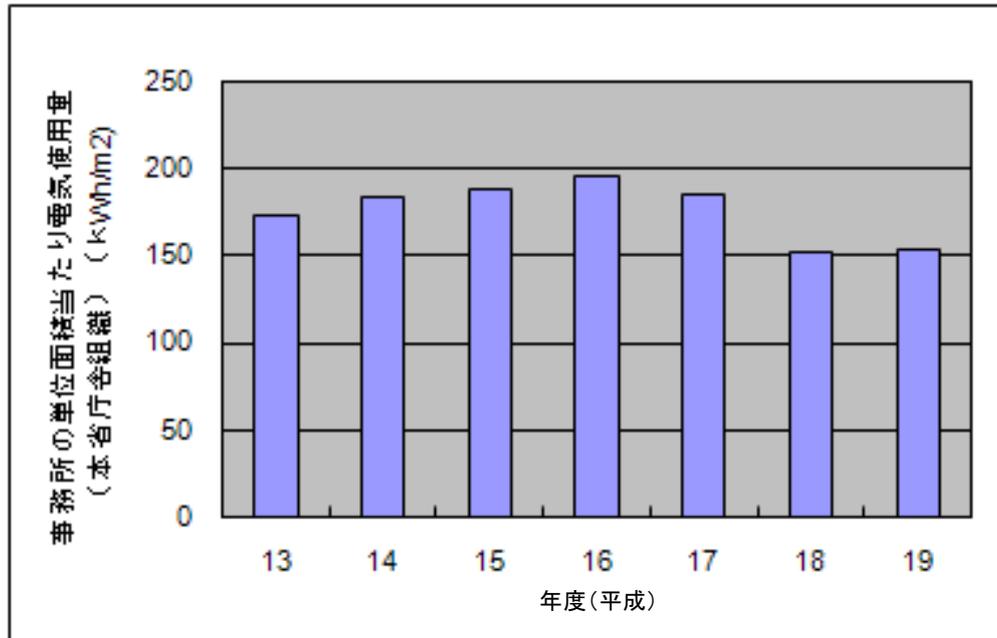
< 事務所の単位面積当たり電気使用量 > (環境省全体) (kWh/m²)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
事務所の単位面積当たり電気使用量	137.4	126.9	116.2	122.1	85.8	94.8	89.7



< 事務所の単位面積当たり電気使用量 > (本省庁舎組織) (kWh/m²)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
事務所の単位面積当たり電気使用量	173.6	184.3	188.2	195.6	184.6	151.5	153.1



- 環境省全体を対象とした平成 19 年度の事務所の単位面積当たり電気使用量は、平成 13 年度比で 65.3 %となっており、「事務所の単位面積当たり電気使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 90 %以下にする」という目標に向けて、順調に推移しています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成 19 年度の電気使用量は、平成 13 年度比で 89.1 %となっており、「電気使用量を平成 13 年度比で 70 %以下とする。」は達成されておらず、引き続き目標達成に向けて努力が必要な状況にあります。また、本省庁舎組織を対象とした平成 19 年度の事務所の単位面積当たり電気使用量は、平成 13 年度比で 88.2 %となっており、「事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 13 年度比で 70 %以下とする」ことも達成されておらず、引き続き目標達成に向けて努力が必要です。

【 電気使用量の削減に向けた取組 】

- 環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。
 - ・ OA 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きい OA 機器類の配置の工夫等、エネルギー使用量抑制対策を講じる。
 - ・ 夏期における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬期における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
 - ・ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など、冷暖房効果が上がる方策を徹底する。
- 等
- グリーン購入については、グリーン購入法基本方針において、OA 機器、家電製品等について、電気使用量の削減に資する物品等が特定調達物品等として位置付けられるよう判断の基準が定められています。環境省では、これらの物品等について、環境省調達方針に基づき適切に調達を行ってまいりますが、これは、電気使用量の削減にも繋がります。
- 環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」においても、「OA 機器の節電を励行する」こと、「電灯、電気機器の節電を励行する」こと、また、「地球温暖化対策推進のため、クールビズ、ウォームビズの徹底、冷暖房運転の調整等により冷暖房温度を適切に設定する」ことについて掲げています。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、電気使用量の削減を進めてまいります。

【コラム①】 環境省が実施している温暖化対策（電気使用量削減関係）

環境省では、様々な温暖化対策に係る取組を行っていますが、このうち、電気使用量の削減に資する取組の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 高効率反射板の導入

環境省（本省庁舎組織）では、執務室の全ての蛍光灯器具に、高効率反射板を設置しています。高効率反射板は、反射率が 90 %以上の反射板で、当該反射板導入後に、蛍光灯器具そのものの照度調整を行い、導入前に 1,000LX 必要であった照度を、500LX に縮減することができました。高効率反射板は、蛍光灯に挟んで固定する形式のものであったため、工事は不要であり、蛍光灯の交換と同じ手間で導入が可能でした。また、職員からは、特に「暗い」との苦情も出ていません。

当該措置による電気使用量削減量は、56,010kWh / 年と推計しています。

(2) 昼休み及び 20 時以降の自動消灯

環境省では、執務室の照明について、毎日、昼休み開始時間及び 20 時に、自動で消灯するシステムを導入しています。これにより、昼休み及び夜間について、照明の使用を必要最小限に抑え、電気使用量の削減に繋がっています。

(3) エレベータの間引き運転

環境省の本省庁舎組織がある第 5 号合同庁舎では、夜間、エレベータの間引き運転を実施しています。本省庁舎組織がある 22 階から 26 階までと、地上階とを結ぶエレベータは 6 機ありますが、夜間については、このうち、原則 3 機のみ運転しています。これにより、エレベータの運転に伴う電気使用量の削減に繋がっています。

(2) 公用車使用燃料

【 目 標 】

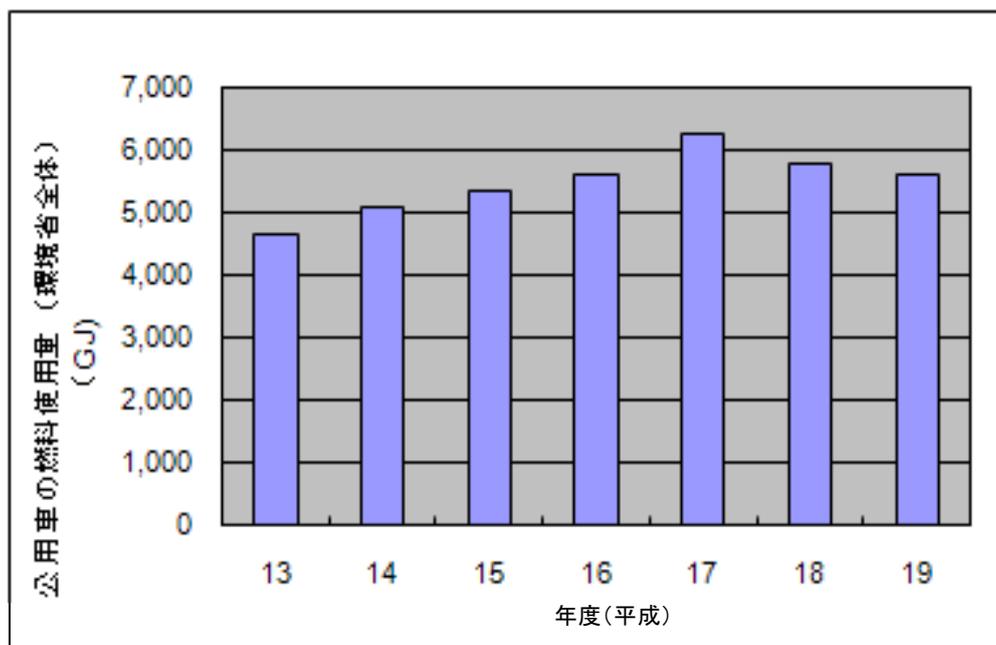
- 公用車使用燃料については、政府実行計画において、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均概ね 85 %以下とする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、環境省の公用車の利用の効率化を図ることとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」において、「大気汚染への負荷を低減する」ことを掲げ、その具体的目標として、「公用車で使用する燃料を、平成 13 年度比で 70 %以下とする」ことを掲げています。

【 実 績 】

- 過去の公用車使用燃料は、以下のとおりとなっています。

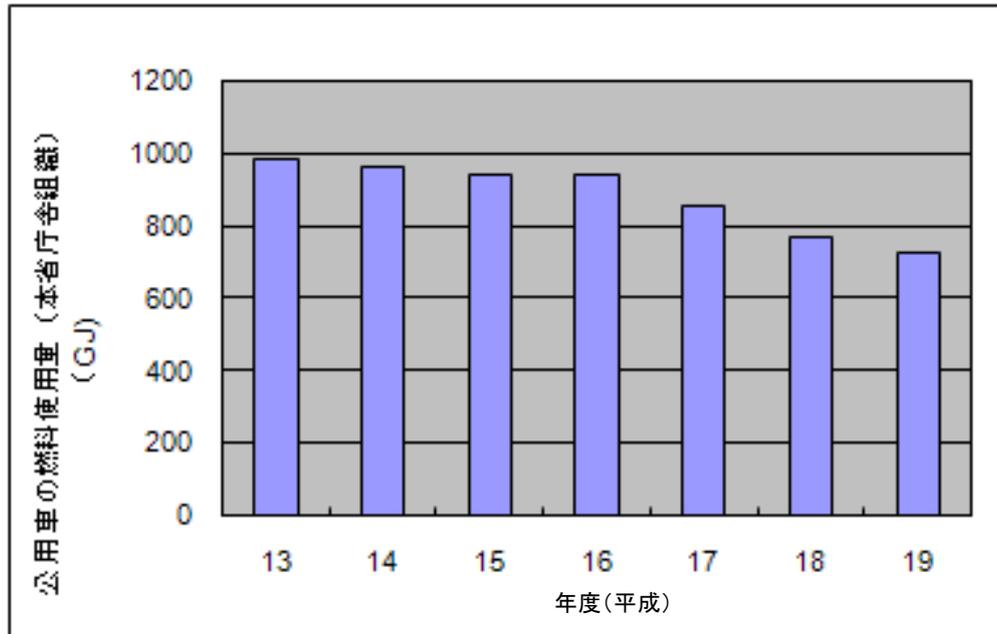
< 公用車の燃料使用量 > (環境省全体) (GJ)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
公用車の燃料使用量	4,645	5,086	5,366	5,600	6,278	5,777	5,617



< 公用車の燃料使用量 > (本省庁舎組織) (GJ)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
公用車の燃料使用量	987	963	941	944	857	766	727



- 環境省全体を対象とした平成 19 年度の公用車使用燃料は、平成 13 年度比で 120.9 %と増加しており、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均概ね 85 %以下とする」という目標に向けて、一層の努力が必要な状況となっています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成 19 年度の公用車使用燃料は、平成 13 年度比で 73.7 %となっています。二酸化炭素換算値を見ると、平成 19 年度の値 42 t は、平成 13 年度の値 59 t に対し、71.1 %となっていることから、「公用車で使用する燃料を、平成 13 年度比で 70 %以下とする」は達成されておらず、引き続き達成に向けて努力が必要な状況にあります。

【 公用車使用燃料の削減に向けた取組 】

○ 環境省実施計画においては、「公用車等の効率的利用等」に係る取組として、以下のような取組を進めることとしています。

- ・ 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。
- ・ アイドリングストップ車の導入については、低公害車で公用車の規模等に条件が合う車種が販売された場合、導入する。
- ・ 有料道路を利用する公用車への ETC 車載器の搭載を本省においては完了したことに引き続き、地方環境事務所等の車両にも必要に応じて搭載する。
- ・ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、（中略）公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

等

また、「公用車の台数の見直し」に係る取組として、「使用実態を精査し、公用車の共有化により台数の見直しを行い、その削減を図る」ことを掲げています。

この他、自転車の活用についても掲げています。

○ グリーン購入については、グリーン購入法基本方針において、自動車について、排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たした自動車等が特定調達物品等として位置付けられるよう判断の基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいりますが、これは、公用車使用燃料の削減にも繋がります。（(5)グリーン購入・調達状況 自動車等（自動車） 参照）

○ 環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」においても、「一般公用車の台数削減を図る」ことについて掲げています。

○ 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、公用車使用燃料の削減を進めてまいります。

(3) 用紙使用量

【 目 標 】

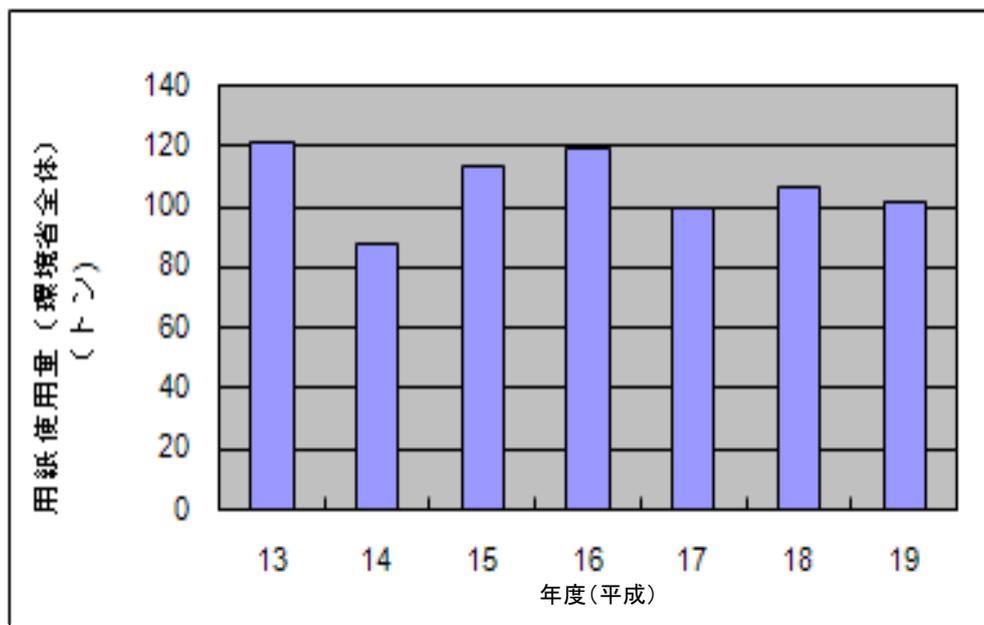
- 用紙使用量については、政府実行計画において、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させない」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、用紙類の使用量の削減を図ることとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」において、「用紙類の使用を節減し、使用量を削減する」ことを掲げ、その具体的目標として、「平成 22 年（2010 年）度において平成 16 年（2004 年）度比 30 %削減を目指す」ことを掲げています。

【 実 績 】

- 過去の用紙使用量は、以下のとおりとなっています。

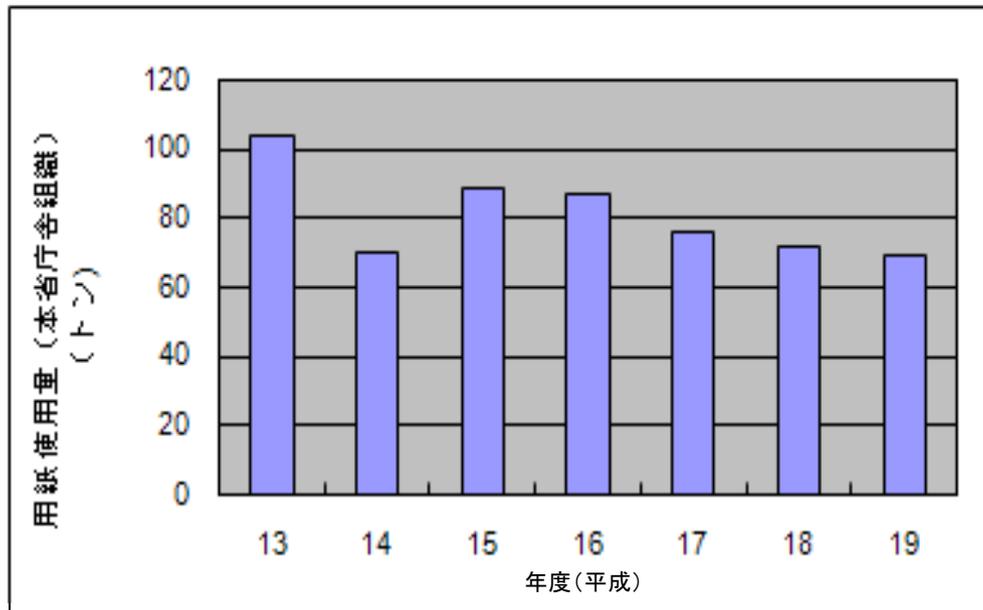
< 用紙使用量 >（環境省全体）（t）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19
用紙使用量	121	88	113	119	100	106	102



< 用紙使用量 > (本省庁舎組織) (t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
用紙使用量	104	70	89	87	76	72	69



- 環境省全体を対象とした平成 19 年度の用紙使用量は 102 t となっており、平成 13 年度の 121 t から 19 t 減少しています。また、平成 14 年度以降の推移を見ても、全ての年で平成 13 年度の値を下回っており、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させない」という目標に向けて、順調に推移しています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成 19 年度の用紙使用量は 69 t となっており、平成 16 年度の 87 t から 18 t 減少しています。これは、平成 16 年度比で 21 % の削減したこととなり、現段階では、「平成 22 年 (2010 年) 度において平成 16 年 (2004 年) 度比 30 % 削減を目指す」は達成されていません。平成 22 年度の目標達成に向けて、引き続き努力が必要な状況にあります。

【 用紙使用量削減に向けた取組 】

- 環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。
 - ・ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省では部局単位で、地方環境事務所等では事務所等単位で把握管理し、削減を図る。
 - ・ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
 - ・ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
 - ・ 両面印刷・両面コピーの徹底を図るとともに、可能な場合は集約印刷も利用する。

等

- 環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」においても、用紙類の使用量の削減については
 - ・ 資料作成に当たっては極力簡潔なものとする。
 - ・ 印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
 - ・ コピーは両面コピーとする。
 - ・ ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、その裏面をメモ用紙、ファックス送信状等に再利用する。

等を掲げています。

- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる用紙使用量の削減を進めてまいります。

(4) 上水使用量

【目標】

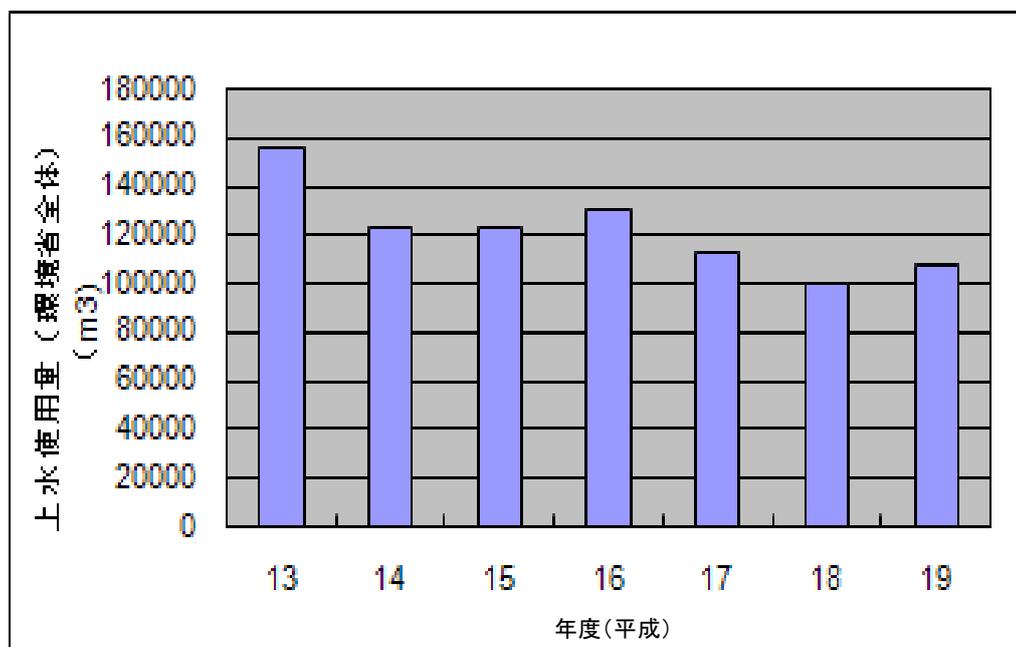
- 上水使用量については、政府実行計画において、「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90 %以下にする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、上水使用量の削減を図ることとしています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」において、「上水使用の節減を励行する」ことを掲げています。

【実績】

- 過去の上水使用量は、以下のとおりとなっています。

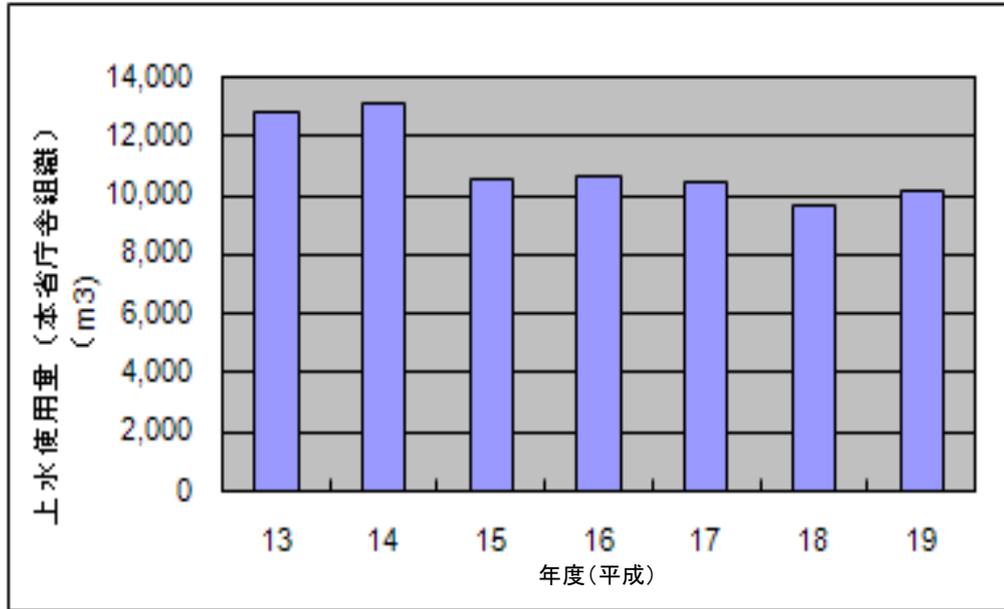
< 上水使用量 > (環境省全体) (m³)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
上水使用量	156,175	122,475	122,403	130,692	112,348	100,620	107,571



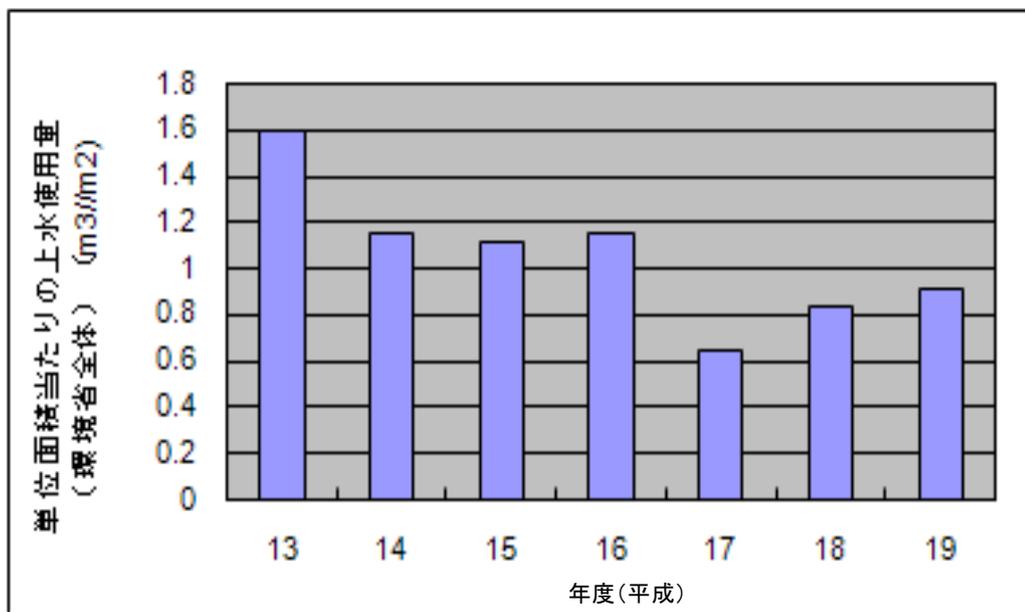
< 上水使用量 > (本省庁舎組織) (m³)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
上水使用量	12,849	13,109	10,586	10,694	10,462	9,628	10,198



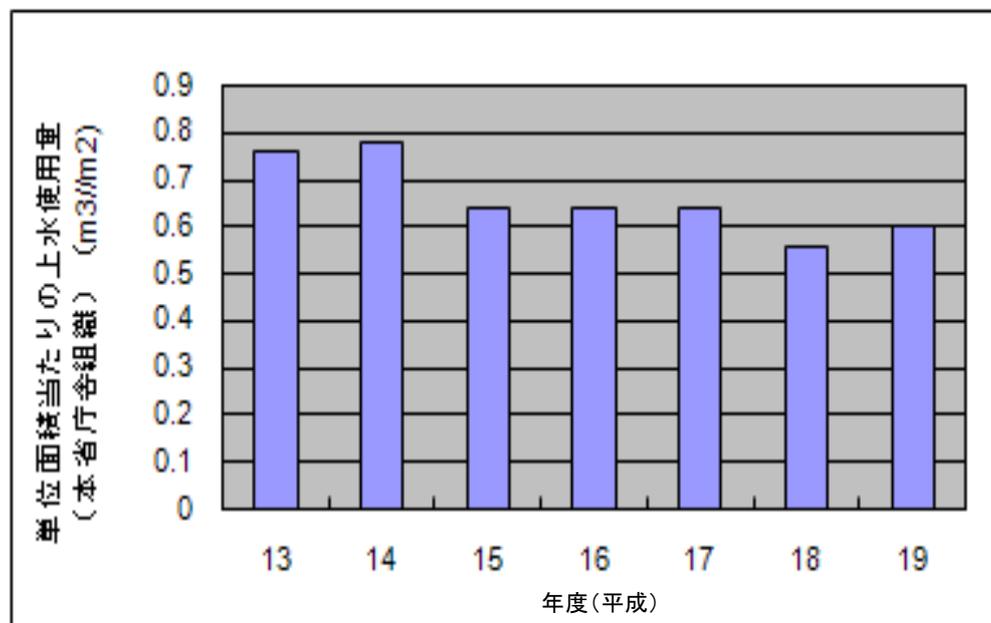
< 単位面積当たりの上水使用量 > (環境省全体) (m³/m²)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
単位面積当たりの上水使用量	1.60	1.15	1.11	1.15	0.65	0.84	0.91



< 単位面積当たりの上水使用量 > (本省庁舎組織) (m³/m²)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
単位面積当たりの上水使用量	0.76	0.78	0.64	0.64	0.64	0.56	0.60



- 環境省全体を対象とした平成 19 年度の事務所の単位面積当たり上水使用量は、平成 13 年度比で 56.9 %になっており、「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90 %以下にする」という目標に向けて、順調に推移しています。
- 本省庁舎組織を対象とした上水使用量は、平成 16 年度以降、平成 18 年度までは減少傾向にありましたが、平成 19 年度は上昇に転じています。環境マネジメントシステムの「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」に掲げた「上水使用の節減を励行する」を徹底し、上水使用量の削減に向けた努力が必要です。

【 上水使用量削減に向けた取組 】

- 環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。
 - ・ 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。
 - ・ 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
 - ・ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
 - ・ 水漏れの点検を徹底する。
 - ・ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。等

- 環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」においても、上水使用の節減については
 - ・ 執務室内の張り紙等により、上水使用の節減を励行する。
 - ・ 給湯室張り紙を行い、上水使用の節減を励行する。等を掲げています。

- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる上水使用量の削減を進めてまいります。

(5) グリーン購入・調達状況

総論

○ グリーン購入については、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入法基本方針が定められています。平成19年度のグリーン購入法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具等、OA機器、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車等、消化器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、設備、公共工事及び役務の17の分野（平成20年度のグリーン購入基本方針では、「防災備蓄用品」が追加され、18分野となっている。）について、それぞれ特定調達品目及びその判断基準等が定められています。

環境省では、グリーン購入法基本方針に即して、毎年度、環境省調達方針を作成し、環境物品等の調達目標等を定め、調達を進めています。

○ 環境省においては、グリーン購入法に基づき、毎年度、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表しています（平成19年度の調達実績については、<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9978>）。

○ なお、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成19年度及び平成20年度目的、目標及び実施計画」において「グリーン購入を実施すること」が掲げられており、平成20年6月に公表された「環境マネジメントプログラムの達成状況（平成19年度）」においては、「平成19年度環境省調達方針に基づき着実に実施」とされています。

※ 以下では、平成19年度のグリーン購入法基本方針で定められた特定調達品目17分野のうち、特に、環境マネジメントシステムの「平成19年度及び平成20年度目的、目標及び実施計画」において目的が設定されている以下の分野について、具体的に取り上げることとします。

- ・ 紙類 ← 目的2 再生紙の使用を進める。
- ・ 自動車等（自動車）
 - ← 目的3 通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする。
- ・ 家電製品（電気冷蔵庫等）
 - ← 目的6 フロン系冷媒の抑制を進める。（目標 フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系冷蔵庫の購入・使用の徹底）

紙類

紙類については、平成 20 年 1 月に製紙メーカー各社による古紙パルプ配合率の偽装問題が発覚しました。このため、平成 19 年度中の各府省庁等の紙類の調達について、環境省（総合環境政策局環境経済課）は、平成 20 年 1 月 30 日付け及び 2 月 14 日付けで、各府省庁等に対し、「グリーン購入法特定調達品目の紙類に関する調達について（お知らせ）」を発出しています。ここでは、納入済み製品については返品・回収は要しないこととするほか、今後納入を受ける製品については、事業者が、植林、古紙回収促進への支援措置等、不足する環境価値への対策を講ずる旨を自ら申し出た場合等一定の要件を満たす場合は、納入を可とするものとされています。また、新規契約に当たっては、特定調達物品や上記物品がない場合、極力古紙パルプ配合率の高い製品等を調達するものとされています。このような形で調達された特定調達物品等に準じた環境性能の物品等は、準特定調達物品等として位置付けられ、実質的に、特定調達物品等と同様の取り扱いを受けています。

環境省（大臣官房会計課等）における紙類の調達も、この考え方を踏まえて行っています。

【目標】

- 平成 19 年度のグリーン購入法基本方針においては、紙類については、情報用紙（コピー用紙等）、印刷用紙並びに衛生用紙（トイレトペーパー等）に区分されており、コピー用紙及び衛生用紙については古紙パルプ配合率 100 %であること、その他の紙類については古紙パルプ配合率 70 %以上であること等が特定調達物品等の判断の基準とされています。
- 平成 19 年度の環境省調達方針においては、紙類については「調達を実施する品目については、調達目標は 100 %とする。」と位置付けています。ただし、古紙パルプ配合率の偽装問題後については、特定調達品目等の調達が困難な場合、準特定調達品目等を調達することも可とされています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」において、「再生紙の使用を進める」ことを掲げ、その具体的目標として、「用紙類について再生率 100 %のものを購入する。（現時点で再生率 100 %の製品がないものは除く）」ことを掲げています。（なお、括弧書き部分は、平成 19 年度のグリーン購入法基本方針における紙類の特定調達品目等の判断の基準を満たすものを含むものとして定めたものです。）

【実績】

○ 平成 19 年度の紙類の調達は、以下のとおりとなっています。

＜紙類の調達実績＞（環境省全体）

品目	総調達量 (kg)	総調達量のうち、特定調達物 品等の調達量 (kg)	総調達量のうち、準特定調達物品等 の調達量 (2.3 月調達分) (kg)	特定調達物品等の調達率 (%)
コピー用紙	80,448	80,388	60	100
フォーム用紙	23	23	0	100
インクジェットカラープリンター用塗工紙	52	52	0	100
印刷用紙 (カラー用紙を除く。)	221	221	0	100
印刷用紙 (カラー用紙)	91	91	0	100
トイレットペーパー	6517	6517	0	100
ティッシュペーパー	418	418	0	100

＜紙類の調達実績＞（本省庁舎組織）

品目	総調達量 (kg)	総調達量のうち、特定調達物 品等の調達量 (kg)	総調達量のうち、準特定調達物品等 の調達量 (2.3 月調達分) (kg)	特定調達物品等の調達率 (%)
コピー用紙	54,913	54,913	0	100
フォーム用紙	3	3	0	100
ティッシュペーパー	15	15	0	100

○ 紙類については、いずれの品目についても、特定調達物品等又は準特定調達物品等の調達率は 100 %となっています。

なお、本省庁舎組織においては、古紙パルプ配合率の偽装問題発覚後、コピー用紙について、古紙パルプ配合率 100 %のコピー用紙を供給できる業者から調達を行ったため、特定調達物品等の調達率は 100 %です。また、環境省全体では、コピー用紙の一部について、準特定調達物品等として調達を行ったものが含まれることとなりました。

【特定調達物品等の調達に向けた取組】

○ 平成 20 年度の調達については、平成 20 年度の環境省調達方針において、紙類について、準特定調達物品等に相当する紙類も含め、調達目標を 100 %とすることを盛り込んでいます。

○ 紙類の調達に当たっては、古紙パルプ配合率の偽装問題の関係で、特定調達物品等の調達に特に配慮が必要な状況となっていますが、環境省においては、引き続き、適切に調達を行ってまいります。

自動車等（自動車）

【 目 標 】

- 平成 19 年度のグリーン購入法基本方針において、自動車については、新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しい環境負荷低減を実現した自動車として、①電気自動車、②天然ガス自動車、③メタノール自動車、④ハイブリッド自動車及び⑤燃料電池自動車並びに排出ガス及び燃料基準値について一定の基準を満たした⑥ガソリン車、⑦ディーゼル車及び⑧ LP ガス車であることが、特定調達物品等の判断の基準とされています。
- 平成 19 年度の環境省調達方針において、自動車については、
 - (1) 一般公用車
電気自動車 1 台、ハイブリッド自動車 4 台、燃料電池自動車 2 台及び 17 年低排出 75 %低減かつ低燃費車 13 台を調達（買換え・更新）予定
天然ガス自動車、メタノール自動車の調達予定はない。
 - (2) 一般公用車以外の自動車
ハイブリッド自動車 1 台及び 17 年低排出 50 %低減かつ低燃費車 2 台を調達（買換え・更新）予定
判断の基準を満たす自動車を 100 %調達する。
としています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」において、「通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする」ことを掲げ、その具体的目標として、「一般公用車の低公害車比率 100 %を維持する」ことを掲げています。

【 実 績 】

- 平成 19 年度の一般公用車の調達は、以下のとおりとなっています。
なお、一般公用車以外の自動車については、平成 19 年度中に調達を行っていません。

< 一般公用車の調達実績 > (環境省全体)

品目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
電気自動車	購入	0	0	100
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	1	1	
ハイブリッド自動車	購入	3	3	100
	レンタル新規	3	3	
	レンタル継続	2	2	
燃料電池自動車	購入	0	0	100
	レンタル新規	3	3	
	レンタル継続	2	2	
17年度低排出 75%低減かつ低燃料	購入	3	3	100
	レンタル新規	6	6	
	レンタル継続	4	4	
その他	購入	0	0	0
	レンタル新規	22	0	
	レンタル継続	0	0	

< 一般公用車の調達実績 > (本省庁舎組織)

品目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
ハイブリッド自動車	購入	0	0	100
	レンタル新規	3	3	
	レンタル継続	0	0	
燃料電池自動車	購入	0	0	100
	レンタル新規	3	3	
	レンタル継続	2	2	
17年度低排出 75%低減かつ低燃料	購入	1	1	100
	レンタル新規	4	4	
	レンタル継続	0	0	
その他	購入	0	0	0
	レンタル新規	18	0	
	レンタル継続	0	0	

- 品目の「その他」については、既存の一般公用車数では不足する数の自動車利用が必要となった場合にレンタカーを利用したものであって、レンタル業者が、グリーン購入法基本方針で定める特定調達物品等の判断の基準を満たす自動車を準備できなかったことから、同基準を満たさない自動車の調達を行ったため、特定調達物品等の調達率は 0 %となったものです。他の品目については、特定調達物品等の調達率は 100 %を達成しています。
- 本省庁舎組織については、一般公用車 23 台全てが低公害車となっています。

【 特定調達物品等の調達に向けた取組 】

- 環境省においては、特定調達物品等の調達率 100 %を達成するよう努めるとともに、本省庁舎組織における一般公用車の低公害車比率 100 %を維持するよう、適切に調達を行ってまいります。

家電製品（電気冷蔵庫等）

【目標】

- 平成 19 年度のグリーン購入法基本方針において、電気冷蔵庫等については、エネルギー消費効率、オゾン層破壊物質等に関する一定の要件を満たすことが、特定調達物品等の判断の基準とされています。
- 平成 19 年度の環境省調達方針において、電気冷蔵庫等については、「調達を実施する品目については、調達目標は 100 %とする」としています。
- また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」において、「フロン系冷媒の排出抑制を進める」ことを掲げ、その具体的目標として、「フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系冷蔵庫の購入・使用の徹底」を掲げています。

【実績】

- 平成 19 年度の電気冷蔵庫等の調達は、以下のとおりとなっています。

< 電気冷蔵庫等の調達実績 >（環境省全体）

品 目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
電気冷蔵庫	購入	8	8	100
冷凍庫	レンタル新規	0	0	
冷凍冷蔵庫	レンタル継続	0	0	

< 電気冷蔵庫等の調達実績 >（本省庁舎組織）

品 目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
電気冷蔵庫	購入	2	2	100
冷凍庫	レンタル新規	0	0	
冷凍冷蔵庫	レンタル継続	0	0	

- 電気冷蔵庫等については、特定調達物品等の調達率は 100 %を達成しています。
- 本省庁舎組織においては、平成 19 年度、冷蔵庫 2 台の廃棄に当たっても、フロン系冷媒の回収・破壊を適切に行っています。

【 特定調達物品等の調達に向けた取組 】

- 環境省においては、引き続き、特定調達物品等の調達率 100 %を達成するとともに、本省庁舎組織における電気冷蔵庫等の廃棄に当たり、フロン系冷媒の回収・破壊を徹底してまいります。

2. 循環利用・アウトプット

(1) 温室効果ガス排出量

【目標】

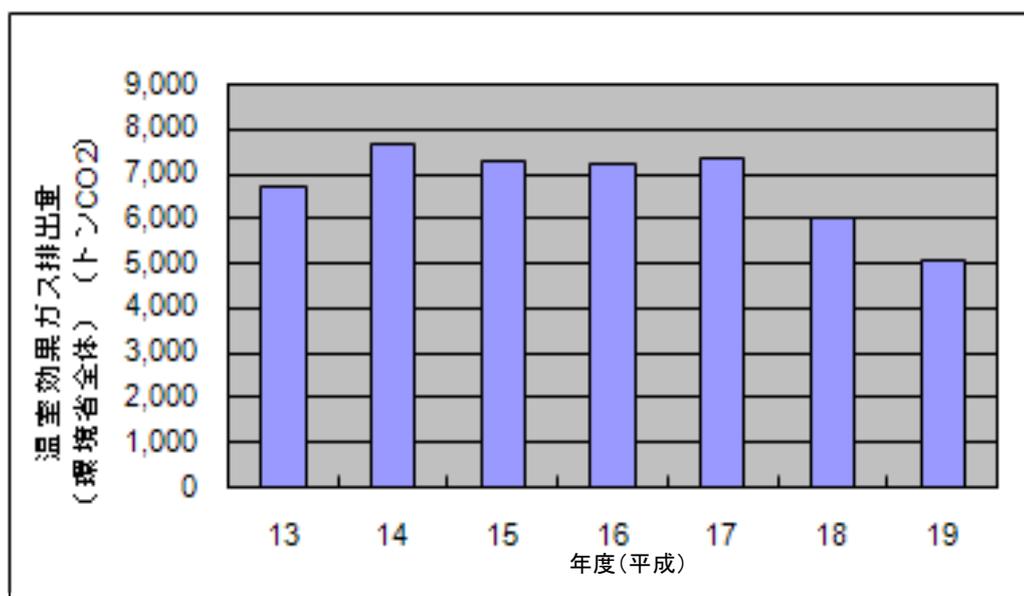
- 温室効果ガス排出量については、政府実行計画において、「平成 13 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成 22 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均を 8 %削減する」ことが、目標として掲げられていますが、環境省実施計画においては、「平成 18 年度において 13 年度比で 9.7 %削減して（中略）いることにかんがみ、19 年度以降も削減努力を継続、強化し、目標年度である 22 ～ 24 年度の総排出量の平均を 13 年度比で 10 %削減する」こととしています。

【実績】

- 過去の環境省の温室効果ガス排出量は、以下のとおりとなっています。

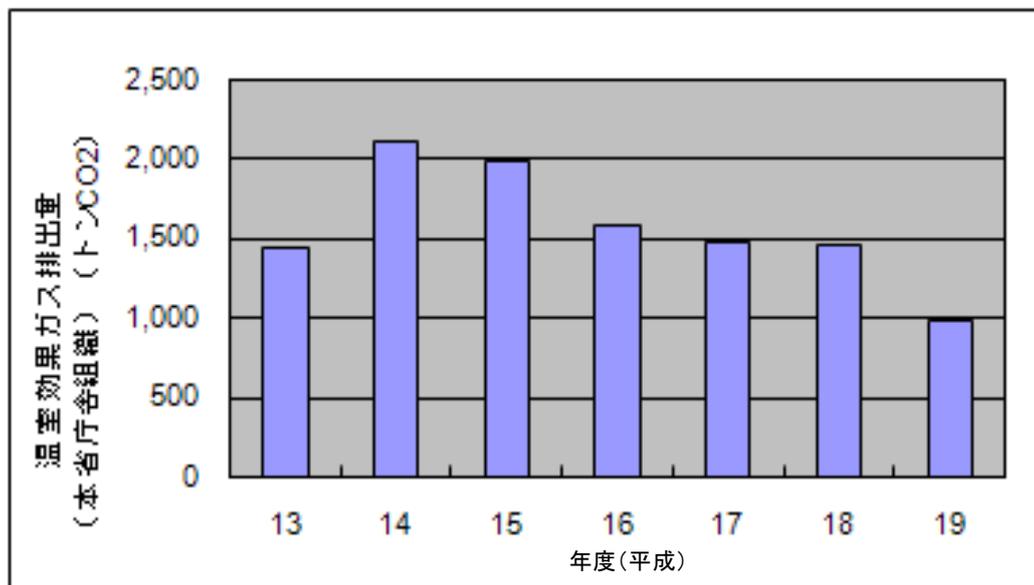
< 温室効果ガス排出量 >（環境省全体）（t CO₂）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19
温室効果ガス排出量	6,695	7,659	7,275	7,221	7,332	6,043	5,055



< 温室効果ガス排出量 > (本省庁舎組織) (t CO2)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
温室効果ガス排出量	1,452	2,118	1,986	1,581	1,474	1,468	992



- 環境省全体では、平成 19 年度段階で、既に平成 13 年度比で 24.5 %削減しており、「目標年度である 22 ~ 24 年度の総排出量の平均を 13 年度比で 10 %削減する」という目標は、現状での排出量を維持できれば、十分達成できる状況にあります。

【参考】 排出係数について

CO2 の排出量は、電気使用量等の値に「排出係数」を乗じて算定しています。算定に用いた排出係数の値は、以下のとおりとなっています。

	排出係数
電気使用量	(注) 参照
都市ガス使用量	1.959 kgCO2/m3
LPG 使用量	3.000 kgCO2/kg
灯油使用量	2.489 kgCO2/l
A 重油使用量	2.710 kgCO2/l
軽油使用量	2.619 kgCO2/l
ガソリン使用量	2.322 kgCO2/l

(注) 平成 13 ~ 18 年度は、一般電気事業者については 0.378kgCO2/kWh、その他事業者については実測等により把握した排出係数又は 0.602 kgCO2/kWh を用いており、平成 19 年度については、地球温暖化対策推進法に基づき平成 19 年 9 月に公表された電気事業者ごとの排出係数、環境省において把握できる適切な排出係数又は 0.555kgCO2/kWh を用いている。

【 温室効果ガス排出量削減に向けた取組 】

○ 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組は、環境省実施計画で具体的かつ詳細に多数掲げており、そこには、「1. インプット」において記した取組の多くも含まれますが、ここでは、環境省実施計画に、達成すべき目標として掲げられた項目を列記します。

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
 - (1) 低公害車の導入
 - (2) 自動車の効率的利用
 - (3) 自転車の活用
 - (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入
 - (5) 用紙類の使用量の削減
 - (6) 再生紙などの再生品や木材の活用
 - (7) HFC の代替物質を使用した製品等の購入・使用等の促進
 - (8) その他
2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
 - (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
 - (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
 - (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
 - (4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
 - (5) 冷暖房の適正な温度管理
 - (6) 新エネルギーの有効活用
 - (7) 水の有効利用
 - (8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針
 - (9) その他
3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮
 - (1) エネルギー使用量の抑制
 - (2) ごみの分別
 - (3) 廃棄物の減量
 - (4) 森林の整備・保全の推進
 - (5) 環境省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減
4. 職員に対する研修等
 - (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
 - (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励
 - (3) その他

○ 環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」においては、温室効果ガス排出量削減に資する取組として、例えば、以下のようものを掲げています。

- ・ 目的 1 グリーン購入を実施すること。
- ・ 目的 2 再生紙の使用を進める。
- ・ 目的 3 環境に配慮した契約を推進する。
- ・ 目的 4 通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする。
- ・ 目的 5 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 13 年度比で 70 %以下とする。
- ・ 目的 6 地球温暖化対策推進のため、クールビズ、ウォームビズの徹底、冷暖房運転の調整等により冷暖房温度を適切に設定する。
- ・ 目的 8 自動車の使用による大気環境への負荷を低減する。特に公用車で使用する燃料を平成 13 年度比で概ね 70 %以下とする。
- ・ 目的 9 超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減し、大気環境への環境負荷を削減する。
- ・ 目的 10 省内における廃棄物の発生抑制のため、リデュース・リユース及びリサイクルを進め、省内における廃棄物総量を平成 15 年度比で概ね 65 % 如何にすること及び廃棄物中の可燃ゴミの量を同期間に概ね 57 %以下にする。
- ・ 目的 12 用紙類の使用を節減し、使用量を削減する。
- ・ 目的 13 上水使用の節減を励行する。

○ なお、グリーン購入についても、グリーン購入法基本方針に、環境物品等の調達推進の背景及び意義の 1 つとして、京都議定書目標達成計画の確実な実施に資するため、国等は環境物品等を率先的に調達する必要がある旨の記述があります。環境省では、グリーン購入法基本方針に即して適切に環境省調達方針を作成し、環境省調達方針に従って適切に調達を行ってまいります。これは、温室効果ガス排出量削減にも繋がります。

○ 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる温室効果ガス排出量の削減を進めてまいります。

【コラム②】 環境省が実施している温暖化対策（温室効果ガス排出量削減関係）

環境省では、様々な温暖化対策に係る取組を行っています。温室効果ガス排出量削減に向けた取組には、コラム①で示した電気使用量の削減に資する取組も含まれますが、ここでは、電気使用量の削減に資する取組に限らず、温室効果ガス排出量の削減に資する取組の例を紹介します。

(1) 木質ペレットストーブの導入

環境省（地方環境事務所）では、暖房器具として、木質ペレットストーブを導入しています。木質ペレットストーブは、木質ペレットを燃料とするストーブです。木質ペレットは、おが屑、かなな屑等、製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料であり、木質ペレットストーブ以外にも、木質ペレットボイラー、吸収式冷凍機等の燃料として用いられます。



木質ペレットストーブの例

燃焼することでCO₂が発生しますが、化石燃料が燃焼する場合とは異なり、炭素循環の枠内でCO₂が発生することとなるため、その総量を増加させることにはなりません。また、不要物を原料とすることから、廃棄物削減の観点からも有益です。

(2) 複層ガラスの導入

環境省（本省庁舎組織）では、窓に複層ガラスを導入し、二重窓としています。夏期の冷房運転時及び冬期の暖房運転時に、エネルギーの消費を抑制でき、温室効果ガスの排出量の抑制に繋がることとなります。

既存のサッシのうち、複層ガラスによる重量増への対応が難しい箇所については、導入に当たり、大規模な改修工事となることを回避するため、既存の窓枠の内側に、樹脂サッシを用いた複層ガラスを導入しました。

また、サッシの色を白色化したことで、執務空間が明るくなる等の副次効果も生まれています。

(2) 廃棄物排出量

【目標】

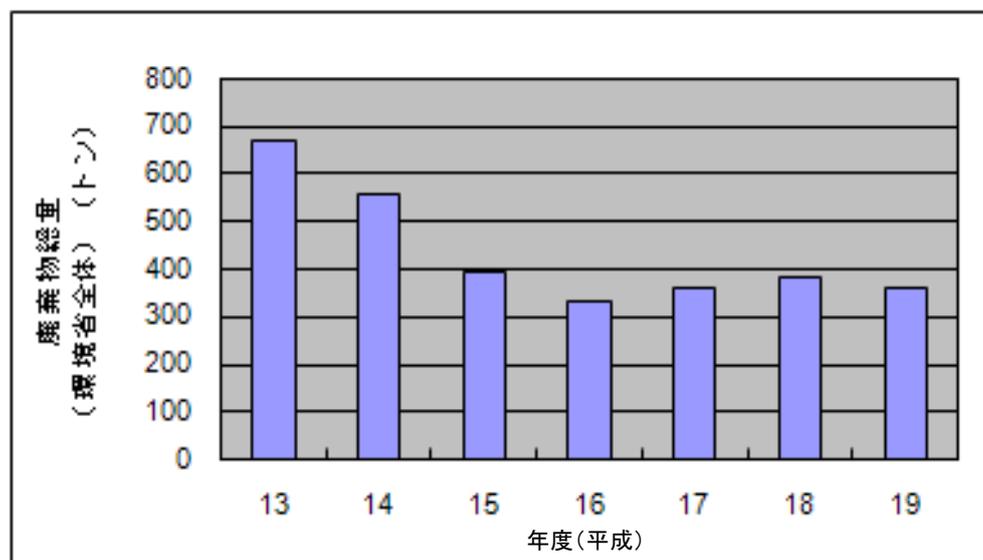
- 廃棄物排出量については、政府実行計画において、「事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にする」こと及び「廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、3Rに取り組むことにより、環境省から排出される廃棄物の量及び可燃ゴミの量の削減を図ることとしています。
- 本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成19年度及び平成20年度目的、目標及び実施計画」において、「廃棄物総量につき、年次目標を設定することにより、平成15年度比で概ね65%以下とする」こと、及び「可燃ゴミ排出量につき、年次目標を設定することにより、平成15年度比で概ね57%以下とする」ことを掲げています。

【実績】

- 過去の環境省の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、以下のとおりとなっています。

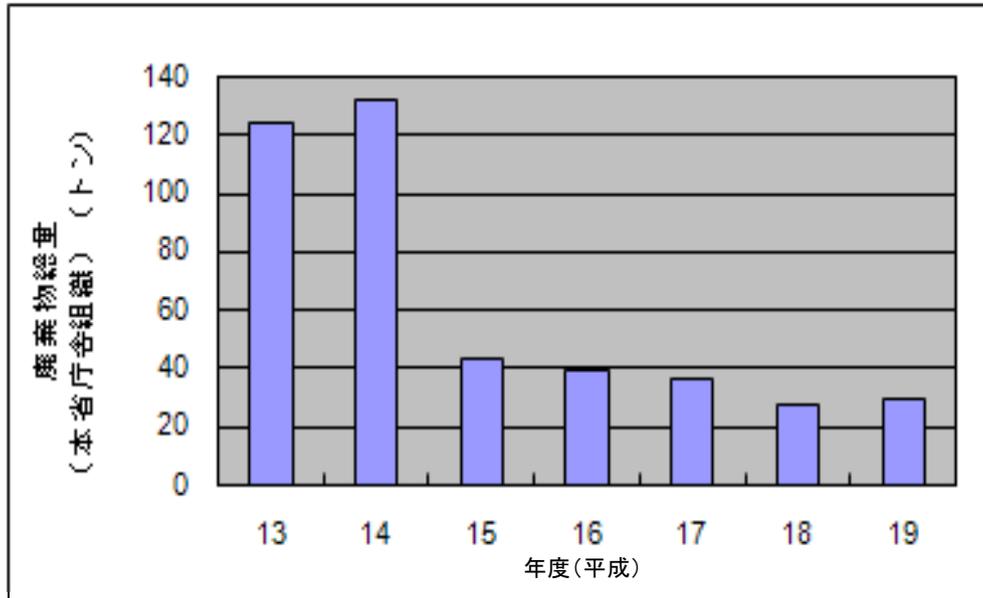
< 廃棄物総量 >（環境省全体）（t）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19
廃棄物総量	673	560	393	331	360	385	358



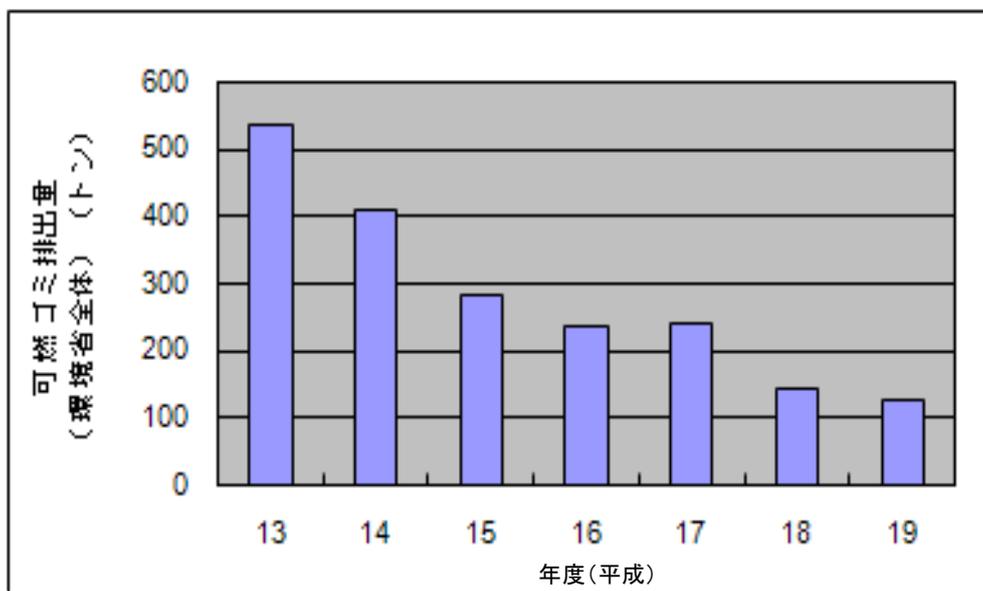
< 廃棄物総量 > (本省庁舎組織) (t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
廃棄物総量	124	132	43	39	36	28	30



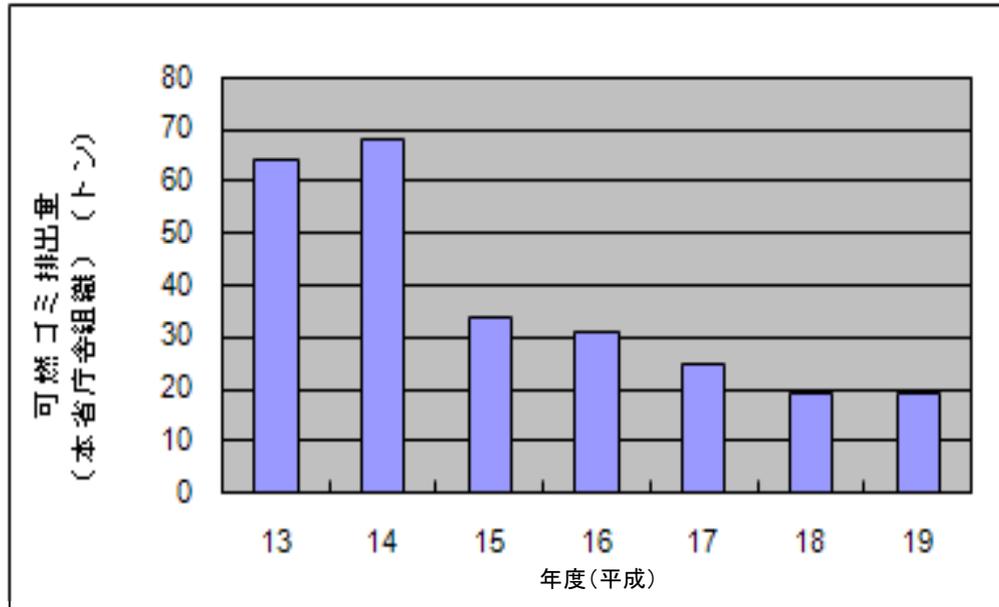
< 可燃ゴミ排出量 > (環境省全体) (t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
可燃ゴミ排出量	538	409	285	236	241	142	127



< 可燃ゴミ排出量 > (本省庁舎組織) (t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
可燃ゴミ排出量	64	68	34	31	25	19	19



- 環境省全体を対象とした平成 19 年度の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、平成 13 年度比で、それぞれ 53.2 %及び 23.6 %となっており、「事務所から排出される廃棄物の量(湿重量)を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75 %以下にする」及び「廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね 60 %以下とする」という目標に向けて、順調に推移しています。
- 本省庁舎組織を対象とした平成 19 年度の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、平成 15 年度比で、それぞれ 69.8 %及び 55.9 %となっており、環境マネジメントシステムの目標は、概ね達成されています。環境省としては、今後とも、引き続き廃棄物の排出の削減を進めてまいります。

【 廃棄物の排出削減に向けた取組 】

- 環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。
- ・ 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
 - ・ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
 - ・ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
 - ・ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
 - ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用に積極的に推進する。
- 等
- 環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」においても、省内の廃棄物分別の徹底を図るための施策として、
- ・ ゴミの分別マニュアルに従い、用紙類、一般可燃ゴミ、不燃ゴミ、ペットボトル、缶・ビン、紙パック、電池類、段ボールの 9 種類に分別する。
 - ・ 分別ボックスを職員が使いやすく、見やすい場所に置く。
- 等の施策を、また、廃棄物総量の削減を図るための施策として、
- ・ 廃棄物を発生抑制するため、エコバッグ等の使用を徹底し、レジ袋等は辞退する。また、使い捨て商品の購入・使用を避け、リデュース・リユース及びリサイクルに努める。
 - ・ 事務用品等において可能なものは再利用、詰め替えて使用する。
- 等の施策を、さらに、可燃ゴミ排出量の削減を図るための施策として、
- ・ 執務室内の張り紙等により可燃ゴミの削減に関する呼びかけを行う。
- 等の施策を掲げています。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる廃棄物排出量の削減を進めてまいります。

(3) 中水循環量、総排水量

○ 本省庁舎組織が置かれている第5号合同庁舎（千代田区霞が関 1-2-2）においては、排水を全て浄化した上で中水施設に還流し、同庁舎のみならず他の庁舎での中水としての利用に供しています。このため、本省庁舎組織においては排水は発生しておらず、特に、排水に関する目標等は設定していません。

なお、第5号合同庁舎で、排水を浄化して中水施設に還流している量（中水循環量）は、平成19年度で60,907 m³、平成18年度で61,229 m³となっています。

○ 今後とも、引き続き、排水を浄化し、中水として適切に循環利用してまいります。

(4) 大気環境への負荷の低減

【目標】

○ 大気環境等に係る負荷量そのものに係る定量的データや数値目標はありませんが、大気環境等の負荷の低減に資する取組については、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 19 年度及び平成 20 年度目的、目標及び実施計画」において、「通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする」こと、「自動車の使用による大気環境への負荷を低減する。特に公用車で使用する燃料を平成 13 年度比で概ね 70 %以下とする」こと、及び「超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減し、大気環境への環境負荷を削減する」ことを掲げています。

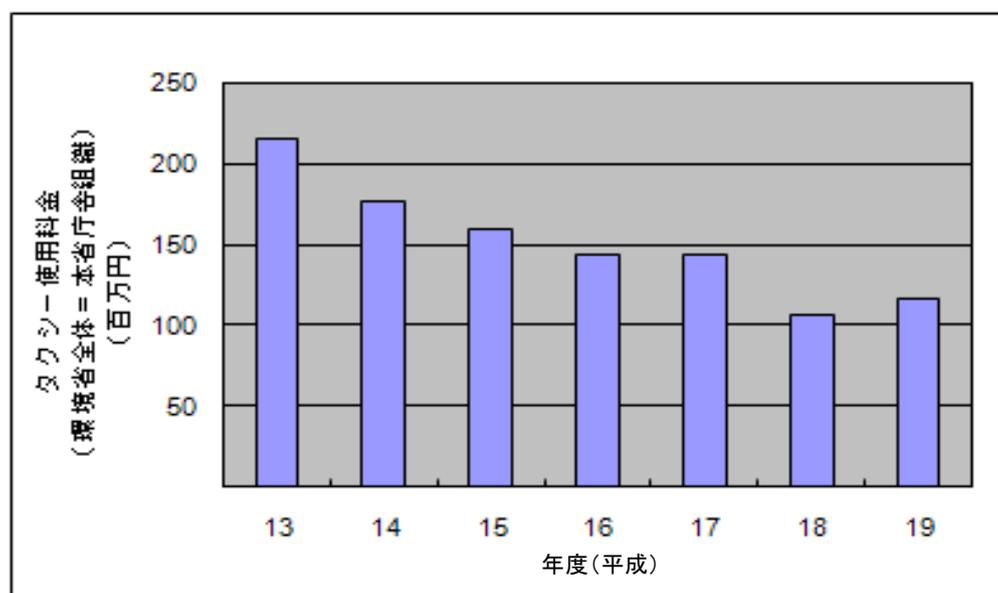
【実績】

○ 平成 19 年度においては、本省庁舎組織において保有する一般公用車 23 台について、すべてを低公害車としており、公用車で使用する燃料についても、平成 19 年度の二酸化炭素換算では、平成 13 年度比で 71.1 %となっています（平成 19 年度 42 t、平成 13 年度 59 t）（1. インプット (2) 公用車使用燃料 参照）。

○ タクシー使用に伴う大気環境への負荷でも、平成 19 年度の二酸化炭素換算では、平成 13 年度比で 52.3 %となっています（平成 19 年度 161 t、平成 13 年度 308 t）。また、タクシー使用料金の実績については、以下のとおりです。

< タクシー使用料金 >（環境省全体、本省庁舎組織）（円）

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
タクシー使用料金	214,941,700	176,824,661	159,043,036	143,391,560	144,105,780	106,911,410	115,675,590



平成 19 年度の実績は、平成 13 年度と比較すると、概ね半減しています。
(なお、本省庁舎組織以外でのタクシー使用の実績はないため、環境省全体での実績が、本省庁舎組織での実績となります。)

【 大気環境への負荷の低減に向けた取組 】

○ 環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」においては、

- ・ 一般公用車への低公害車導入
- ・ 公用車で使用する燃料の削減に係る施策として、
 - ・ ノーカーデー（毎月第一月曜日）において、原則、公用車等の使用を控える。
 - ・ ノーカーデー以外においても、他官庁訪問、近距離出張における公用車の使用を自粛し、公共交通機関・共用自転車を利用するよう努める。
 - ・ ノーカーデーの徹底につき、張り紙等により周知を図る。 等
- ・ タクシー使用に伴う大気環境への負荷低減に係る施策として、
 - ・ 定時退庁日（毎週水曜日）及び早期退庁励行日（毎週金曜日）における定時退庁を励行する。具体的には、定時退庁日及び早期退庁励行日における勤務時間外の会議の禁止、国会待機職員等の合理化を図る。
 - ・ 20 時の消灯以降は、原則、速やかに退庁する。 等

の施策を掲げています。

○ グリーン購入についても、グリーン購入法基本方針において、自動車について、排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たしたものが特定調達物品等として位置付けられるよう判断基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいりますが、これは、大気環境への負荷の低減にも繋がります。(1. インプット (5)グリーン購入・調達状況 自動車等（自動車） 参照)

○ 環境省においては、これらの取組等を進め、さらなる大気環境への負荷の低減を進めてまいります。

3. 社会的取組

環境省職員の環境保全活動への参加

- 環境省においては、全国各地で行われる自主的な環境保全活動を支援するため、職員がボランティアに参加する取組を行っています。
具体的には、環境省ホームページ上に環境省職員の参加希望受付窓口（<http://www.env.go.jp/volunteer/index.html>）を整備し、運営しています。
- 平成 19 年度に、当該窓口を活用した環境省職員の環境保全活動への参加依頼は 11 件あり、このうち 1 件について、実際に環境省職員が環境保全活動に参加しました。
- 環境省においては、今後、さらなる環境省職員の環境保全活動への参加を進めてまいります。

環境施策の状況（政策分野）

「はじめに」に記したとおり、環境配慮方針では、同方針の実施状況について、毎年、オフィス活動分野及び政策分野について、それぞれ、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施することとしており、昨年までは、この自己点検の結果を、環境配慮等の状況として公表してきました。本報告書においても、環境施策の状況（政策分野）については、昨年までの環境配慮方針の実施状況の自己点検と同様、環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うこととし、ここでは、その結果の概要を記すこととします。

環境省では、政策評価法に基づき、環境省政策評価基本計画を定めており、また、毎年、事後評価について、環境省政策評価実施計画を策定しています。

また、環境省では、環境省政策評価基本計画及び環境省政策評価実施計画に基づき、環境省が実施した施策全てについて評価を行い、その結果は、翌年度における重点施策の策定、予算・機構定員の要求、制度の新設・改廃等の企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映するよう努めています。

平成 19 年度に実施した施策については、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得るとともに国民の意見を聴いた上で評価を行っており、その結果を公表しています。

詳しくは、http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h19_jigo/jigo.html をご覧下さい。

平成 19 年度事後評価（政策評価）の概要

平成 19 年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行いました。

評価対象とする施策については、「地球温暖化対策の推進」等の 9 つの施策を掲げ、それぞれについて評価を行い、その結果を「予算要求等への反映」及び「機構・定員要求への反映」の 2 つの観点で整理しています。

「予算要求等への反映」の観点では、9 つの施策を、

- ・ 改善・見直しを行った上で予算要求等を行うべき施策であることを示す「①施策の改善・見直し」
 - ・ 引き続き推進する取組として予算要求等を行うべき施策であることを示す「②取組を引き続き推進」
 - ・ 廃止、休止若しくは中止すべきもの又は完了したものとして予算要求等を行うべきではない施策であることを示す「③施策の廃止・完了・休止・中止」
- の 3 つのいずれかに分類しています。「①施策の改善・見直し」については、さらに、
- ・ 重点化等を図って予算要求等を行うべき施策であることを示す「①-a 施策の重点化等」

- ・ 一部について廃止、休止若しくは中止すべきもの又は一部について完了したものと
として縮小して予算要求等を行うべき施策であることを示す「①-b 施策の一部の
廃止・完了・休止・中止」

のいずれかに分類しています。

「機構・定員要求への反映」の観点では、9つの施策それぞれについて、当該施策に携わる機構を要求すべきであることを示す「④機構要求を図る」及び当該施策に携わる定員を要求すべきであることを示す「⑤定員要求を図る」のそれぞれに該当するか否かという観点から評価を行っています。

評価結果の概要は、以下の表のとおりです。

施策名	予算要求等への反映	機構・定員要求への反映
地球温暖化対策の推進	①-a	④⑤
地球環境の保全	①-a	⑤
大気・水・土壌環境等の保全	①-a	⑤
廃棄物・リサイクル対策の推進	①-a	⑤
生物多様性の保全と自然との共生の推進	①-a	④⑤
化学物質対策の推進	①-a	⑤
環境保健対策の推進	①-a	—
環境・経済・社会の統合的向上	①-a	⑤
環境政策の基盤整備	①-a	④⑤

【 凡 例 】

※ 「予算要求等への反映」については、以下の項目に整理

- ① 施策の改善・見直し
 - ①-a 施策の重点化等
 - ①-b 施策の一部の廃止・完了・休止・中止
- ② 取組を引き続き推進
- ③ 施策の廃止・完了・休止・中止

※ 「機構・定員要求への反映」については、以下の項目に整理

- ④ 機構要求を図る
- ⑤ 定員要求を図る

【コラム③】 専門家が推奨する温暖化対策

政府では、平成 19 年 3 月の政府実行計画の閣議決定に際し、各府省の実施している温暖化対策の取組事例を収集していますが、その際、「専門家が推奨する取組」についても整理しています。ここでは、これらの取組のうちいくつかを紹介します。

(1) 昼光センサーの導入

昼光センサーは、昼光を感知し、自動的に不要な照明を消灯する装置で、導入により、照明に係る電気使用量の削減及び温室効果ガスの排出量の抑制に繋がります。

(2) 高輝度蓄光式誘導板の導入

高輝度蓄光式誘導板は、自然光や蛍光灯の光を蓄えて自ら発光する、電気を必要としない誘導板です。蛍光灯の誘導灯、高輝度誘導灯を、高輝度蓄光式避難誘導板に代えることで、電気使用量を削減でき、温室効果ガスの排出量の抑制に繋がります。

(3) アイドリングストップ装置の導入

自動車のアイドリングを自動的にストップする装置で、自動車に後付で装着できるものが開発されています。これを装着することにより、燃料使用量を 4～7%削減でき、温室効果ガスの排出量の抑制に繋がることとなります。

(4) 日射遮蔽

単純なことですが、ひさし、ブラインド等により、日射を遮ることにより、夏期の冷房効率を高めることができます。これにより、電気使用量を抑制でき、温室効果ガスの排出量の抑制に繋がることとなります。

環 境 報 告 書

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

平成 21 年 1 月

環境省総合環境政策局環境計画課

〒 100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8233 FAX : 03-3581-5951

ホームページ <http://www.env.go.jp/>

(禁無断転載)